

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 7 6
- 2 案件名 宝塚市サーバ統合化基盤(二次稼働分)の賃貸借及び保守に関する契約 (再リース)
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和5年(2023年) 3月31日
- 5 契約相手方
住所: 大阪府大阪市淀川区宮原3-3-31
社名: 三菱HCキャピタル株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当
(指定理由)
本案件については、上記契約相手方とのリース契約期間が令和4年9月30日をもって満了しますが、次期サーバ統合化基盤の導入まで現行機器を使用する必要があります。
以上のことから、上記相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名: 情報政策課 内線: 2514

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 5 7
- 2 案件名 新庁舎に係るネットワーク機器移設対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
ネットワークの根幹である機器（スイッチ）を現庁舎から新庁舎へ移設し、新庁舎で既存ネットワークを拡充・構築することが可能な事業者は、既存ネットワーク構築事業者として当市のネットワーク全般に精通している上記相手方のほかにありません。
以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KS04-02
- 2 案件名 宝塚市業務改革支援業務
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
社名： デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

本業務の目的は、経営改革の推進に資する業務改善のさらなる取組を推進することである。

そのため、令和元年度に当該事業者と共同研究を開始してから、昨年度に至るまで、本市の実態に即したBPRやRPA等の導入および技術的支援のほか、必要な研修やワークショップ等を実施、展開してきた。令和2年度に策定したロードマップに基づき、本市の職員自身が業務改善を実践し庁内へ展開していく仕組みについて検討し、当該事業者とともに取組を進めてきたところである。

今年度は、経営方針に掲げる様々な取組の実施に向けた第一歩を踏み出す重要な一年となる。それを成功させるためには、これまでの取組で得られた知見を最大限活用しつつ、有機的に連携させることが必要であり、当該事業者が持つ固有のノウハウを活用する必要がある。

以上の理由により、上記相手方と随意契約を締結する。

7 問合わせ先

課名： 経営改革推進課 内線： 2167

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－ 2 3
- 2 案件名 令和 4 年度転出・転入手続のワンストップサービス化に係る住基システム等改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 5 年（ 2 0 2 3 年） 2 月 2 8 日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、本市で稼働中の住基システム及び関連システム等に対する改修であり、同ソフトウェアの著作権を保有しているのは上記相手方のみであることから、随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線： 2 4 7 0

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－70
- 2 案件名 宝塚市マイクロバス車両運行管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市中央区上町A番12号
社名：日本道路興運(株)

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

当該業務は、これまで3年毎の長期継続契約を締結していたが、コロナ禍で、時期によって利用回数に大きな変動が生じることから、その対応のため、昨年度より1年毎に契約を締結している。

今回の契約については、引き続きコロナ禍中であることやマイクロバスの老朽化など、過渡期の対応として令和5年度当初より車両整備事業の見直しが必要となることから、令和5年3月末までの半年間契約とすることとした。

半年間の短期間契約となることから、本契約は入札には適さないと考えるため、上記事業者と随意契約を締結する。

7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2149

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第1233号
- 2 案件名 宝塚市介護保険システム改修に伴う公金収納済通知書OCR等処理改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区茶屋町18番14号
社名： 株式会社 池田泉州銀行
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在稼働している公金収納済通知書OCR等処理システムの導入及び法改正等の対応業務については、上記業者が行っており、同システムや現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正に収納済通知書追加対応を行うことができる。また、同業者以外のものが対応を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあるため。
- 7 問合わせ先
担当：介護保険課 内線：2157

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－7
- 2 案件名 宝塚市仮想サーバOS更新に伴う生活保護システム対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年）9月30日
- 5 契約相手方
住所： 秋田市南通築地15－32
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
ソフトの著作権を保有している上記相手方以外では対応が不可能な業務であるため。
- 7 問合わせ先
課名： 生活援護課 内線：2618

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－20
- 2 案件名 児童手当および児童扶養手当システムサーバ移行業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年）12月28日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島2－4－27
社名： 日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当および児童扶養手当管理システム(パッケージシステム)の
販売等に関する権利を有している上記相手方以外では、著作権上の理由により、
本案件の受託が不可能であるため。
- 7 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C-1
- 2 案件名 宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業に係る設計施工監理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和14年(2032年)9月30日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区明石町48番地
社名：パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

新ごみ処理施設整備事業は、高度で複雑な技術を有するプラント設備とそれに伴う土木、建築工事の集合体であり、本市で初めて公設民営の DBO 方式 (Design: 設計、Build: 建設、Operate: 運営・維持管理) で行う事業として、施設的设计・建設と 20 年間の運営・維持管理を一括で発注するものである。

本案件を含む当該事業に係る支援業務の遂行については、長期に渡る市の取り組みや計画等の経緯・趣旨を正確に把握していることに加え、専門的な知識・技術が継続的に求められる。

本案件についても、請負業者から提出される設計図書が、市の要求水準書に合致していることの確認や、要求水準書・提案書の内容通りに工事が進められていることの審査等を確実にを行うために、市職員が持ちえない専門的な知識とノウハウ、高度な技術が必要となる。

上記相手方については、施設整備基本構想策定業務委託のプロポーザルの際に、建設工事完了までを見通した業務提案を求めた上で選定した経緯がある。また、周辺住民とのこれまでの経緯や要求水準書を策定するまでの経緯、他事例のない仮設対応、入札公告から事業者選定におけるプラントメーカーとの質疑回答、プレゼンテーション及び事業者との契約手続まで一連の行為を熟知している。

以上から、本事業の設計施工監理を遂行できるのは、上記業者以外にいないと考え、随意契約を行うものである。

- 7 問い合わせ先
課名： 施設建設課 内線： 8287

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 T 3 4 - 7
- 2 委託名 兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業委託
- 3 委託場所 宝塚市山本東3丁目外地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年）10月12日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市東洋町1番1号
社名：宝塚市花き園芸協会

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業は、宝塚市の地場産業である花き園芸のPRと園芸農家の生産意欲・技術の向上を目的として実施している。

宝塚市花き園芸協会は、市内中の花き・植木に関する高度な専門技術をもった会員が在籍している市内最大の植木生産者団体であり、協会員の協力（展示品の出品等）を得て効果的で円滑な運営ができる。

以上のことから、当該事業を円滑に遂行できるのは宝塚市花き園芸協会のみであるため、特名随意契約を行うものである。

7 問い合わせ先

課名：農政課 内線：2415

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 1 - 2 3
- 2 案件名 宝塚市観光・シティープロモーション事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）2月28日まで
- 5 契約相手方
住 所：東京都渋谷区桜丘町20-4ネクシィーズスクエアビル
社 名：株式会社ブランジスタメディア
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件は業務の性質上、事業者から広く提案を募り、価格面以外の要素も含めて最も優れた提案を行った者を契約の相手方とすることが望ましいと判断したため、受託者の選定にあたって公募型プロポーザル方式を採用した。
令和4年(2022年)6月から令和4年(2022年)7月にかけて審査を行った結果、上記相手方が優先交渉権者として選定され、その後の交渉において合意に達したため、随意契約を行う。
- 7 問い合わせ先
課名：観光企画課 内線：2412

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－151
- 2 案件名 宝塚市校務用プリンタ機器保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 小浜5丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年） 10月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル20F
社名： S k y 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)
平成28年度「学教賃-4 宝塚市校務用コンピュータ機器等の賃貸借及び保守に関する契約」で導入した機器の内、プリンタ機器について、次の機器更新契約が入札不調等の理由で11月1日履行開始と当初の計画から変更になったが、現在のプリンタ保守契約は9月末までで、1か月間空白期間が生じることとなった。しかしながら、プリンタ機器を正常に稼働させなければ、各学校での業務に多大な支障が生じるため、費用面や事務負担等を考慮して、現契約を延長して対応することが適切と判断し、現在の保守業者である上記相手方を指定するものである。
- 7 問合わせ先
課名：教育企画課 内線：2175

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委－9
- 2 案件名 遺跡地図情報デジタル化製作業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町1番1号
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月24日
- 5 契約相手方
住所： 兵庫県神戸市中央区磯上通4－1－6
社名： 株式会社パスコ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)
宝塚市地図情報に掲載するため、上記事業者以外は受託不可能のため。
- 7 問合わせ先
課名：社会教育課 内線：2221